

KECC 第9回人事・労務セミナー

少子高齢化時代の人材戦略 仕事と家庭(育児・介護)の両立支援による 人材採用/定着のための労務管理ポイント

日時 2024年12月19日(木) 14:00-16:00 (13:50 受付開始)

会場 オンライン開催
*Zoom(ウェビナー)によるご聴講となります

参加費 無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて
申込〆切:12月18日(水)
<https://kecc.mhlw.go.jp/20241219/>



※ 起業家、経営者、人事・労務担当者などご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

14:00~14:10

◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内

14:10~14:55

第1部 仕事と介護の両立のために知っておくべきこと ~令和6年度改正育児・介護休業法にも触れて~

家族の介護・看護のために離職する人が「年間8万人から10万人」という状況が続いています。離職は、従業員、企業の双方にとって、重大な出来事と言えます。本セミナーでは、介護に直面しても働き続けるために、従業員が知っておくべきこと、企業が取り組むこと、をご紹介します。加えて、令和6年度改正の育児・介護休業法の育児関連・介護関連の改正ポイントもご紹介します。「仕事と家庭の両立支援」のご参考となれば幸いです。



登壇者: 垣岡 正英 氏
KECC相談員 / 社会保険労務士(垣岡社会保険労務士事務所)

垣岡社会保険労務士事務所代表、合同会社垣岡コーチングラボ・ジャパン代表。
働きやすく働きがいのある職場づくりのため、社会保険労務士としての専門性とコーチングのスキルを掛け合わせ、これまでに全国約800社の経営者の方々等との個別の相談やコーチングを行い、約450回の社内研修や公的セミナー等の講師を務めている。

14:55~15:40

第2部 裁判例から見る 育児・介護休業の取得と労務管理のポイント

本年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、来年4月1日から段階的な施行が予定されています。これにより、従業員による積極的な育児・介護休業取得の潮流は今後ますます加速すると考えられますが、休業から復帰した従業員の役職や勤務条件を変更することが不利益取扱いに該当すると判断した裁判例もあり、休業の前後で異なる取扱いをすることには慎重な検討が必要です。本セミナーでは育児休業の取得に関する近時の裁判例を踏まえて、どのような点に注意すべきかを解説します。



登壇者: 上田 亮祐 氏
KECC相談員 / 弁護士(弁護士法人イノベンティア)

2015年神戸大学法学部卒業、2017年同大学大学院法学研究科実務法律専攻(法科大学院)修了、2018年弁護士登録。2019年1月より弁護士法人イノベンティアに所属し、特許権侵害訴訟その他の知財関連業務、契約書の作成・レビューのほか、労務関連の紛争・相談案件等につき主に使用者側の立場から業務に従事。

15:40~16:00

◆ 質疑応答 (*事前質問にもお答えします)

お問合せ

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル8階 K827号室

[相談対応時間] 月曜~金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
[アクセス] JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
[お問合せ] TEL: 06-6136-3194

個別相談はコチラ →

